

## 議案第 4 7 号

さいたま市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

### さいたま市暴力団排除条例の一部を改正する条例

さいたま市暴力団排除条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(青少年に対する教育のための措置) 第 1 1 条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する中学校、高等学校、 <u>中等教育学校</u> 及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）をいう。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。	(青少年に対する教育のための措置) 第 1 1 条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）をいう。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

### 附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。